

平成 28 年 12 月

会員の皆様へ

公益社団法人日本作業環境測定協会
専務理事 飛鳥 滋

会員である作業環境測定機関に対する所轄労働局の行政処分について

日頃は、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成 28 年 12 月に東海支部傘下の会員である作業環境測定機関に対して、所轄労働局長から期限を定めての業務停止の行政処分がありました。

行政処分の理由は、当該測定機関が、指定作業場における作業環境測定の際、特定化学物質及び金属の分析を作業環境測定法施行規則別表に定める当該物質の種類にかかる作業場について登録を受けた作業環境測定士以外の者に実施させたというものです。

改めて申すまでもなく、作業環境測定は労働者の健康確保の観点から作業場の環境の良否を判定するために行う公益性、重要性の高い業務であり、その適正な実施は、作業環境測定士及び作業環境測定機関が関係者さらに社会一般の信頼を得るための基本であります。

その中で、関係法令の遵守は基本事項であり、たとえ様々な内部事情があるとしても、法令の規定に反することは、当該機関のみならず、作業環境測定そのものと他のすべての測定機関に対する世間の信頼を失墜させかねないものとなります。

皆様方には、適正な業務実施を旨とされておられることと存じますが、さらに今回の件を契機として、測定業務の現状の再確認と管理体制の更なる充実に努めていただきますようお願いいたします。